

事 務 連 絡

平成 22 年 3 月 25 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生行政担当者、水道行政担当者 殿

各厚生労働大臣認可水道事業者 担当者 殿

「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」に係る各調査結果について

厚生労働省健康局水道課  
水 道 水 質 管 理 室

水道行政の推進につきましては、平素より御尽力いただき感謝申し上げます。

今般、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け健水発 0325 第 5 号～第 8 号水道課長通知）により、貯水槽水道の管理水準向上に向けた取組を推進するようお願いしたところですが、当該通知の発出に当たっては、関係各位にご協力いただいた調査結果を参考として課題の整理を行っております。

そこで、これら調査結果を別添のとおりとりまとめましたので、参考までにお知らせいたします。

<別添資料>

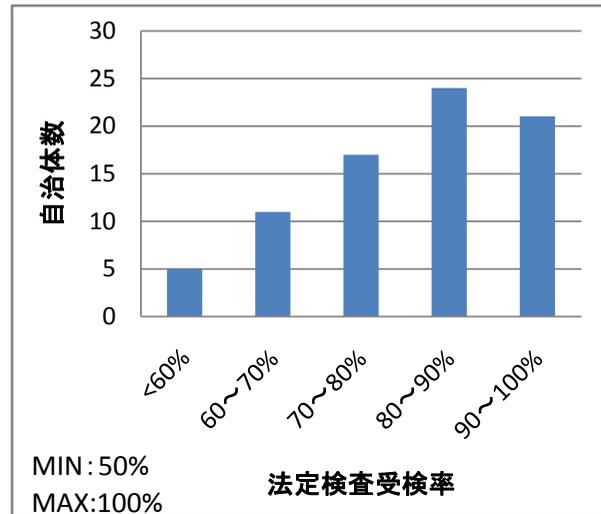
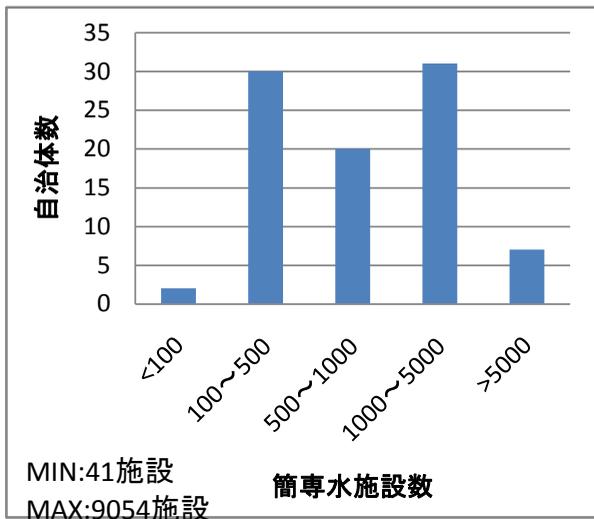
- ・別添 1：平成 21 年 10 月 1 日付け事務連絡「簡易専用水道の管理に係る指導等の状況についての調査の実施について（依頼）」に係る調査結果集計資料
- ・別添 2：平成 22 年 1 月 22 日付け事務連絡「貯水槽水道に係る情報把握及び衛生行政担当部局との連携等に関する調査の実施について（依頼）」に係る調査結果集計資料

(別添1)

「簡易専用水道の管理に係る指導等の状況についての調査」 集計結果

【回答者情報等】

回答自治体数 各都道府県において管内施設数上位2位の91自治体(対象自治体すべて回答)

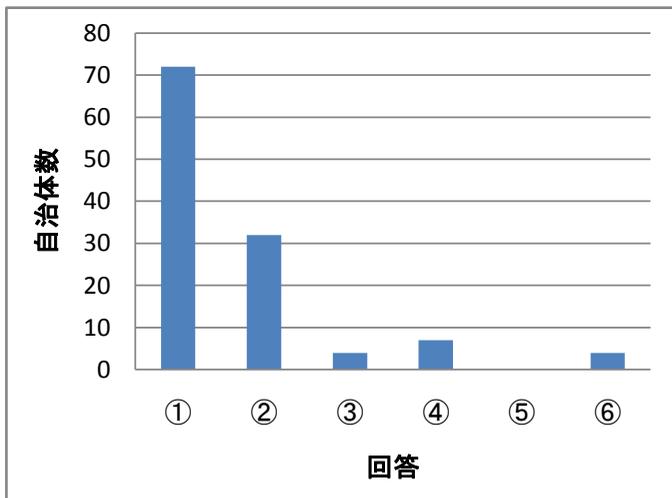


※なお、回答機関によっては回答が記入されていない設問があり、合計回答数が必ずしも回答機関数と一致しない場合がある

【設問1】 管内の簡易専用水道の所在を把握する方法について、該当するものを選択してください。

		自治体数	(91に対する%)
①	設置者からの設置届出制度等を創設	72	79%
②	水道事業者等から定期的に戸別の所在地情報を提供してもらっている	32	35%
③	かつて水道事業者等から戸別の所在地情報を提供してもらっていたが、最近は情報更新されていない(最新の所在把握ができていない可能性があると思われる場合)	4	4%
★	④ 水道事業者からの情報提供等により施設数の情報のみ把握しているが、所在地までは把握していない	7	8%
★	⑤ 把握できていない	0	0%
⑥	その他	4	4%

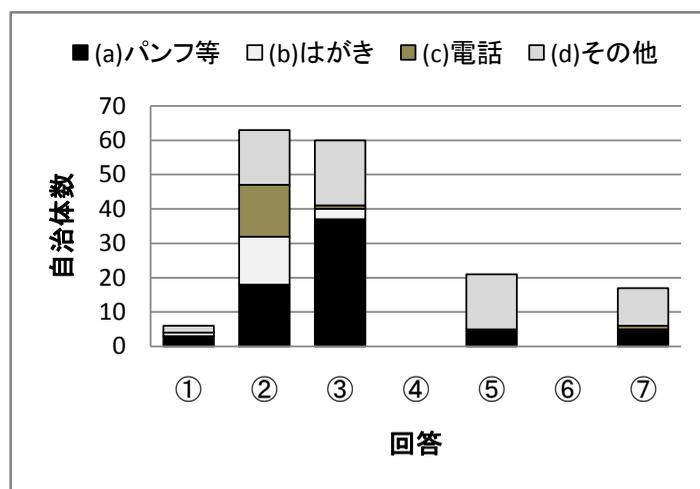
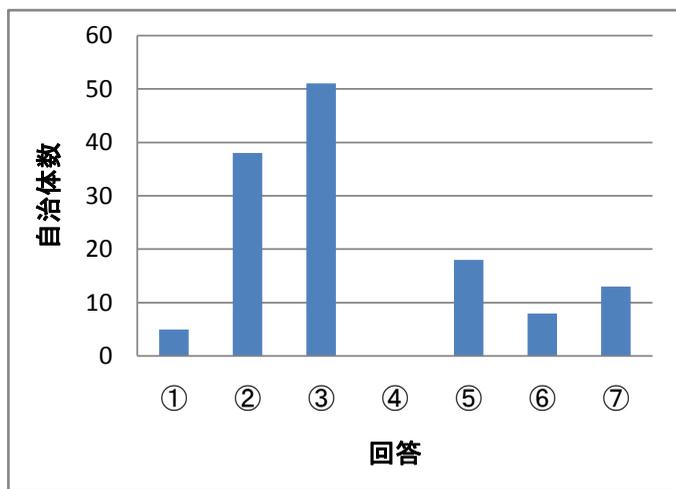
(複数回答あり)



【設問2】 簡易専用水道の管理の検査の受検指導について、指導対象及び指導方法を選択してください。  
 (方法凡例:(a)パンフレット等配布、(b)はがき送付、(c)電話、(d)その他)

		自治体数	(91に対する%)	(a)	(b)	(c)	(d)
①	所在を把握している全戸を対象に指導	5	5%	3	1	0	2
②	未受検施設を対象に指導	38	42%	18	14	15	16
③	新規設置施設を対象に指導	51	56%	37	3	1	19
④	不動産業界団体等を通じて指導	0	0%	0	0	0	0
⑤	簡易専用水道設置者に限らない不特定多数への周知	18	20%	5	0	0	16
⑥	指導していない	8	9%	-	-	-	-
⑦	その他	13	14%	5	0	1	11

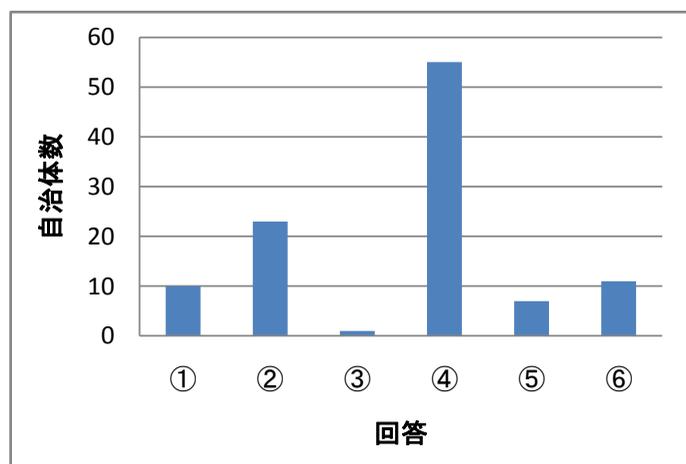
(複数回答あり)



【設問3】 簡易専用水道の管理の検査の受検状況をどのような方法で把握しているか、該当する方法を選択してください。

		自治体数	(91に対する%)	
①	設置者からの検査報告制度等を創設	10	11%	
②	34条登録検査機関に対し、戸別に代行報告するよう協力依頼	23	25%	
③	設置者戸別にヒアリング	1	1%	
★	④	34条登録検査機関に対し、定期的にとりまとめて受検施設総数を報告するよう協力依頼	55	60%
★	⑤	把握できていない	7	8%
	⑥	その他	11	12%

(複数回答あり)

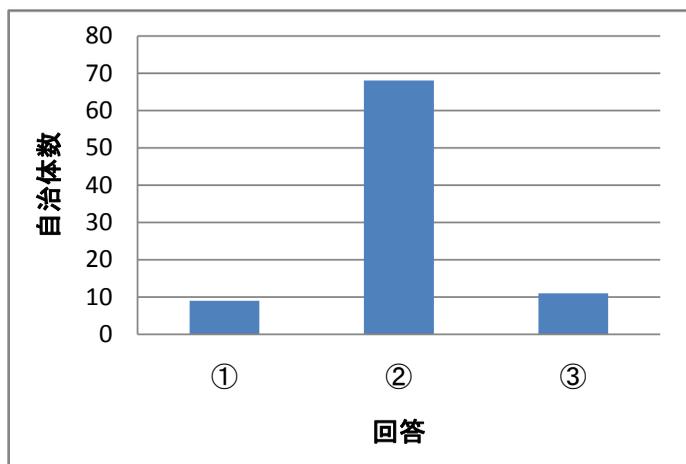


【設問4】 検査受検状況把握の際に求めている情報内容について、該当するものを選択してください。

		自治体数	(84に対する%)
①	受検の有無のみ	9	11%
②	検査結果の内容(適合、不適合、特に衛生上問題のある状況の有無)	68	81%
③	その他	11	13%

84=91-設問3⑤の自治体数7

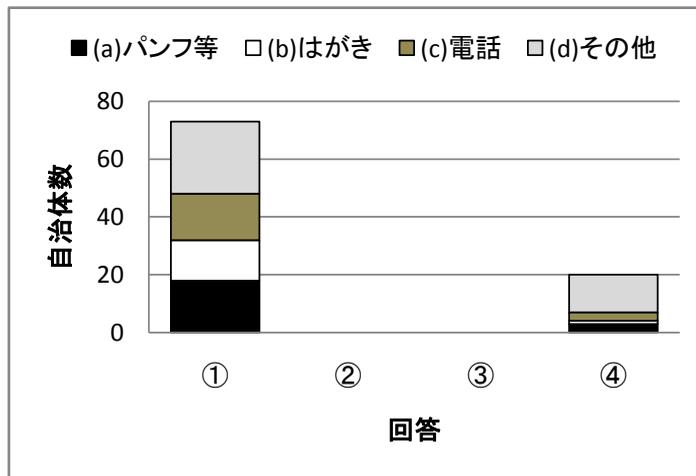
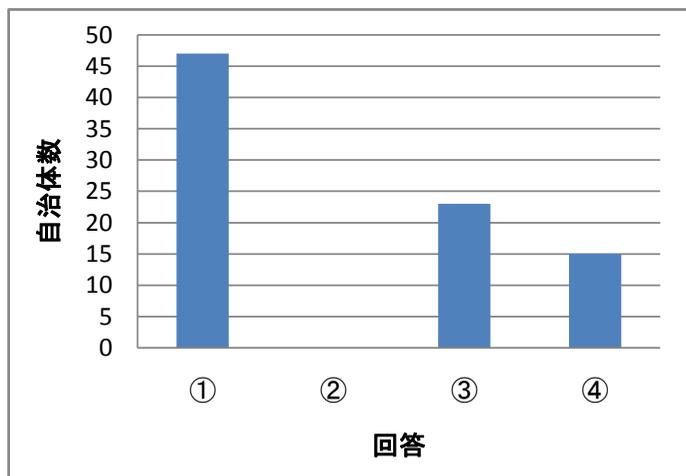
(複数回答あり)



【設問5】 検査未受検施設への指導方法について、該当するものを選択してください。  
(方法凡例:(a)パンフレット等配布、(b)はがき送付、(c)電話、(d)その他)

		自治体数	(91に対する%)	(a)	(b)	(c)	(d)
①	未受検施設を対象に指導	47	52%	18	14	16	25
②	不動産業界団体等を通じて指導	0	0%	0	0	0	0
③	指導していない	23	25%	-	-	-	-
④	その他	15	16%	3	1	3	13

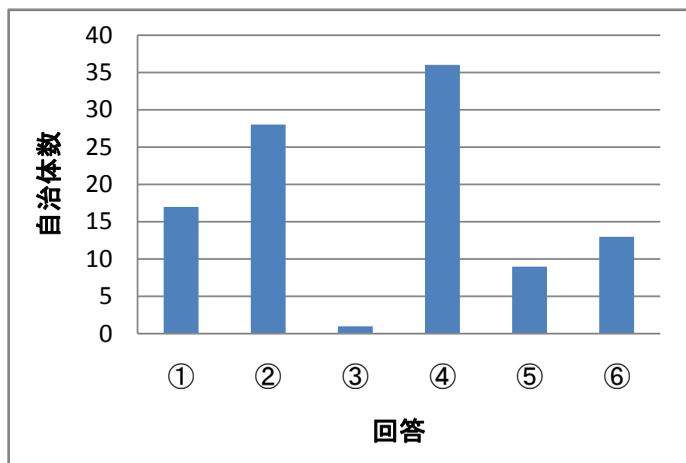
(複数回答あり)



【設問6】 「特に衛生上問題のある」状況の施設の把握方法について、該当するものを選択してください。

		自治体数	(91に対する%)	
①	設置者からの報告制度等を創設	17	19%	
②	34条登録検査機関に対し、戸別に代行報告するよう協力依頼	28	31%	
③	設置者戸別にヒアリング	1	1%	
★	④	34条登録検査機関に対し、定期的にとりまとめて受検施設総数を報告するよう協力依頼	36	40%
★	⑤	把握できていない	9	10%
	⑥	その他	13	14%

(複数回答あり)

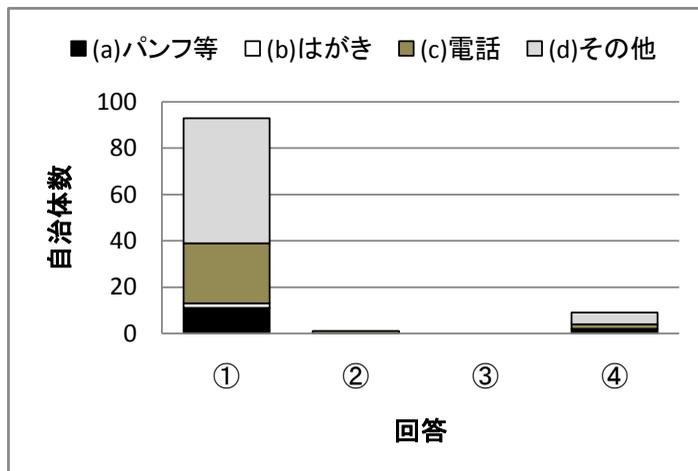
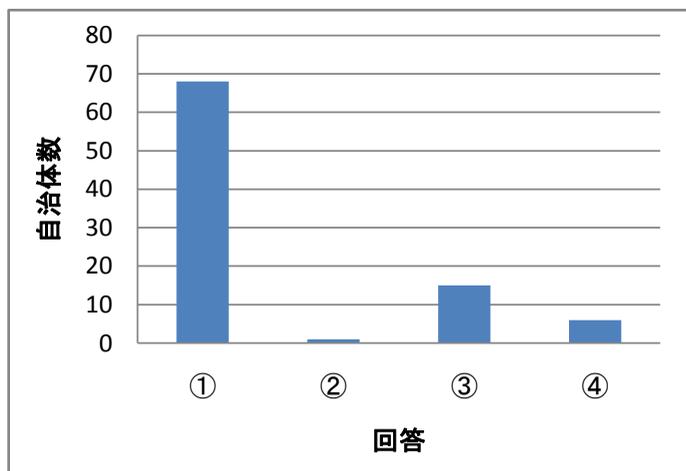


【設問7】 「特に衛生上問題のある」状況の施設に対する指導方法について、該当するものを選択してください。(方法凡例:(a)パンフレット等配布、(b)はがき送付、(c)電話、(d)その他)

		自治体数	(82に対する%)	(a)	(b)	(c)	(d)
①	各戸に対し指導	68	83%	11	2	26	54
②	不動産業界団体等を通じて指導	1	1%	0	0	1	0
③	指導していない	15	18%	-	-	-	-
④	その他	6	7%	2	0	2	5

82=91-設問6⑤の自治体数9

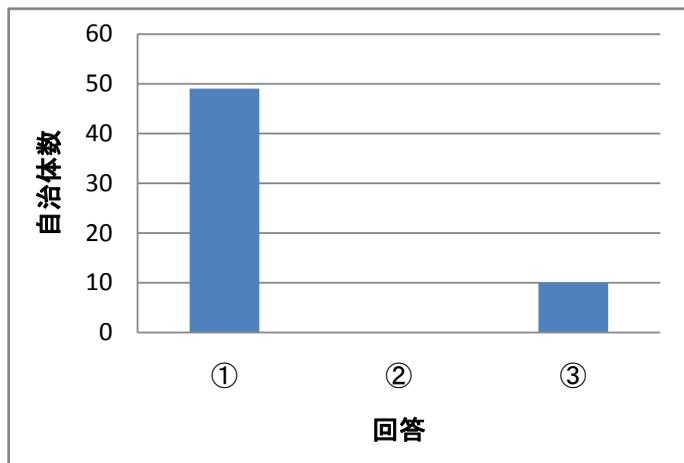
(複数回答あり)



【設問8】 ※設問1、3、6で④又は⑤を選択(該当記入欄横に★のある箇所)した機関対象簡易専用水道における衛生確保の観点から必要な指導を行うために、34条登録検査機関による代行報告など戸別の情報を行政に上げる仕組みを構築している自治体がありますが、貴組織において、こうした仕組みは有効な方法と考えられますか。

		自治体数 (61に対する%)	
①	有効である	49	80%
②	効果はない	0	0%
③	どちらとも言えない	10	16%

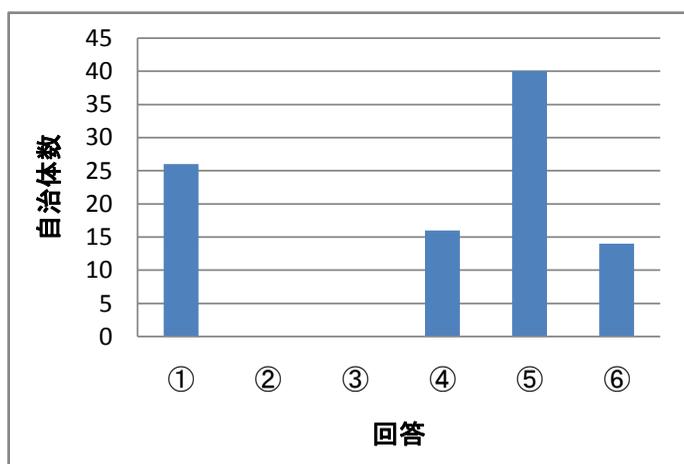
61:回答対象自治体数



【設問9】 34条登録検査機関への簡易専用水道の所在情報の提供について、該当するものを選択してください。

		自治体数 (91に対する%)	
①	所在を把握している全施設の所在地リストを提供	26	29%
②	検査機関別に一定範囲の地域ごと等に分けた所在地リストを提供	0	0%
③	未受検施設の所在地リストを提供	0	0%
④	新規設置施設の所在地リストを提供	16	18%
⑤	情報提供していない	40	44%
⑥	その他	14	15%

(複数回答あり)



(別添2)

「貯水槽水道に係る情報把握及び衛生行政担当部局との連携等に関する調査の実施について」 集計結果

[回答事業体等]

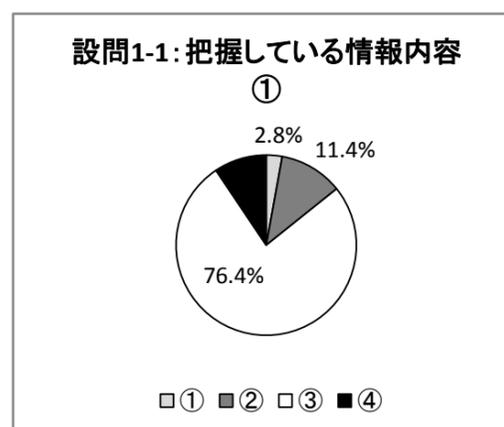
対象:給水人口5万人超の水道事業体	426
回答機関(H22.2.2締め)	351
回答機関/対象機関	82.4%

※なお、回答機関によっては回答が記入されていない設問があり、合計回答数が必ずしも回答機関数と一致しない場合がある。

[設問1] 貯水槽水道の把握状況について

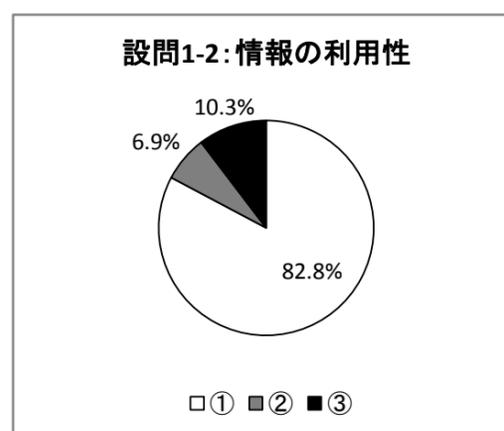
1-1 貴水道事業の需要者(以下「需要者」という。)について、貯水槽水道の設置状況や受水槽の有効貯水量を需要者若しくは建物ごとに把握していますか。

① 把握していない	10	2.8%
② 貯水槽水道の設置の有無を需要者若しくは建物ごとに把握している	40	11.4%
③ 貯水槽水道設置の有無及び受水槽の有効貯水量を需要者若しくは建物ごとに把握している	268	76.4%
④ その他	33	9.4%



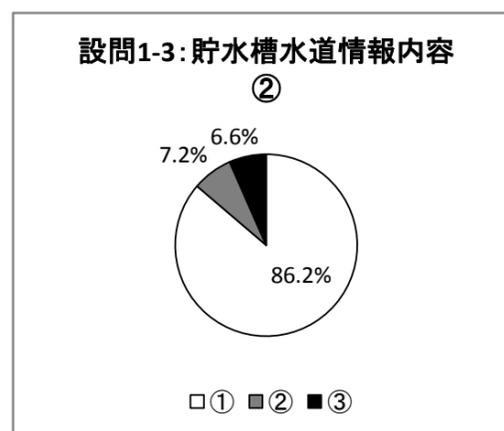
1-2 その情報が台帳等で整理され、貯水槽水道を設置している需要者若しくは建物及びその所在地を特定できる状態となっていますか。

① 特定できる状態となっている	288	82.8%
② 特定できる状態となっていない	24	6.9%
③ その他	36	10.3%



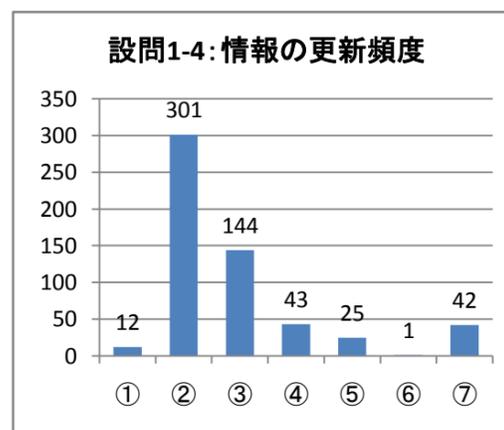
1-3 貯水槽水道設置需要者若しくは建物のうち、その施設が簡易専用水道に該当するか否かを需要者若しくは建物ごとに把握していますか。

① 把握している	301	86.2%
② 把握していない	25	7.2%
③ その他	23	6.6%



1-4 それらの情報を得る又は更新する機会、頻度はどの程度ですか。

① 情報を得ていない	12
② 給水契約の申込み受付時	301
③ 需要者からの連絡時(給水契約の解除等)	144
④ 定期的に更新:1年以内に1回程度	43
⑤ 定期的に更新:2~5年以内に1回程度	25
⑥ 定期的に更新:6年以上の間に1回程度	1
⑦ その他	42



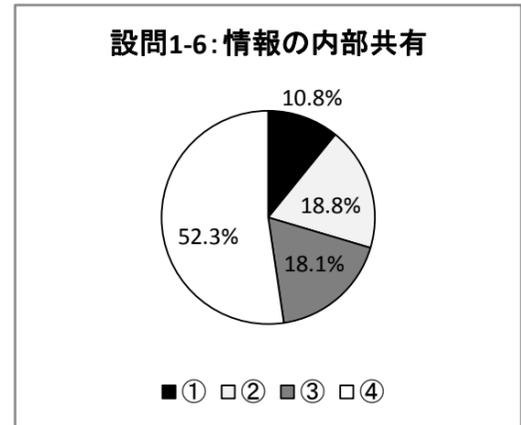
(複数回答あり)

1-5 貴水道事業体組織内に貯水槽水道の管理に関する担当部署(担当者)が置かれていますか。

①	担当部署(担当者)あり	271	77.2%
②	担当部署(担当者)なし	80	22.8%

1-6 【1-5で①を選択した事業体対象】  
貯水槽水道設置者若しくは建物に関する情報管理担当部署(担当者)と貯水槽水道の管理に関する担当部署(担当者)との間で、その情報を共有していますか。

①	情報を得ていない	30	10.8%
②	共有している	52	18.8%
③	共有していない	50	18.1%
④	両部署(者)が同一である	145	52.3%

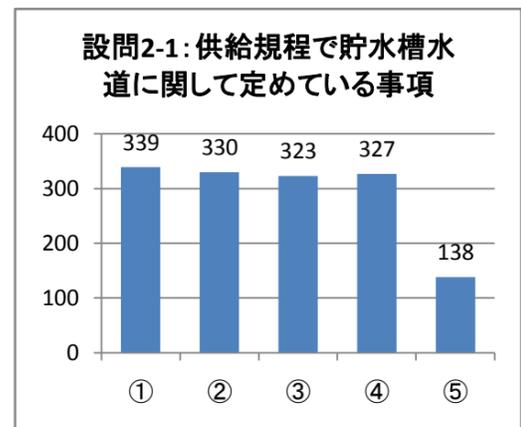


[設問2] 貯水槽水道に対する取組内容について

2-1 貴水道事業の供給規程において、貯水槽水道に関して定めている事項についてお答え下さい。

①	水道事業者の責務として、貯水槽水道設置者に対する指導、助言及び勧告に関する事項	339
②	水道事業者の責務として、貯水槽水道利用者に対する情報提供に関する事項	330
③	貯水槽水道設置者の責務として、貯水槽水道の管理責任及び管理基準に関する事項	323
④	貯水槽水道設置者の責務として、管理の状況に関する検査に関する事項	327
⑤	その他	138

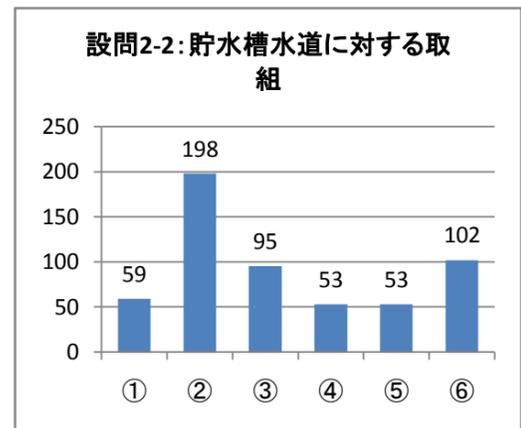
(複数回答あり)



2-2 貯水槽水道に対して実施している取組についてお答え下さい。

①	特になし	59
②	パンフレット等による啓発	198
③	簡易専用水道検査機関の紹介	95
④	FAQパンフレットや相談窓口等による技術的助言	53
⑤	施設点検の実施	53
⑥	その他	102

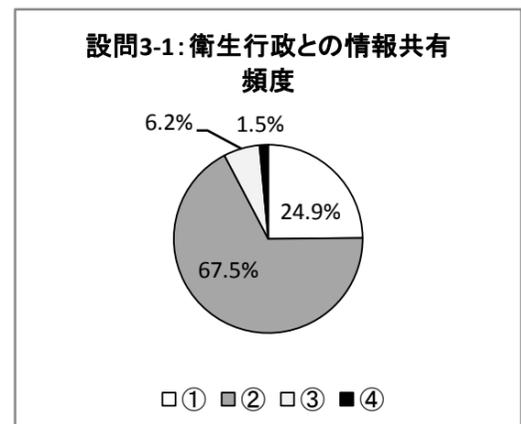
(複数回答あり)



[設問3] 都道府県等衛生行政担当部局への貯水槽水道設置状況等の情報提供等について

3-1 平成16年以降、貯水槽水道の設置状況に関する情報を都道府県等の貯水槽水道管理を所管する衛生行政担当部局に提供したことがありますか。また、その頻度はどの程度ですか。

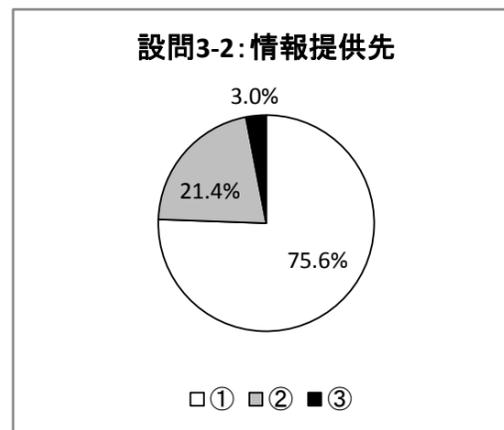
①	提供したことはない(以下、その理由)	84	24.9%
	(A) 提供依頼を受けたことがないため	73	21.6%
	(B) 個人情報保護のため	7	2.1%
	(C) その他	13	3.8%
②	定期的に提供している: 1年以内に1回程度	228	67.5%
③	定期的に提供している: 2~5年に1回程度	21	6.2%
④	定期的に提供している: 6年以上に1回程度	5	1.5%



3-2 【3-1で②～④を選択した事業体対象】  
その情報の提供先はどこですか。

①	都道府県の衛生行政担当部局	201	75.6%
②	同自治体の衛生行政担当部局	57	21.4%
③	その他	8	3.0%

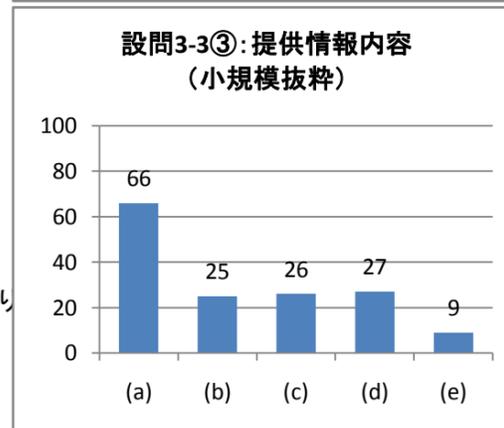
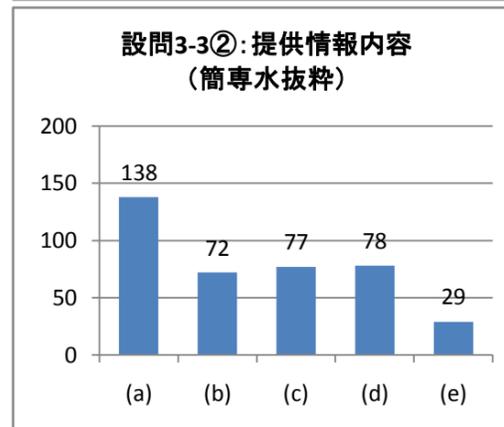
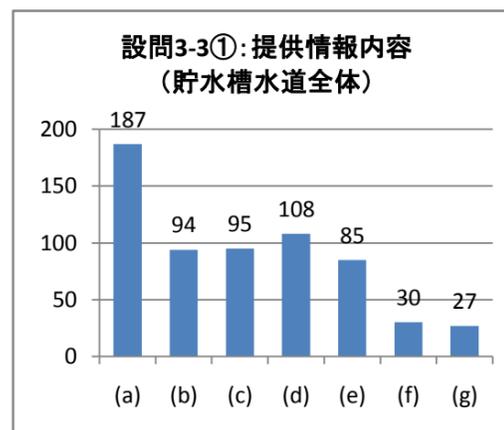
(複数回答あり)



3-3 【3-1で②～④を選択した事業体対象】  
提供した情報はどのような内容ですか。

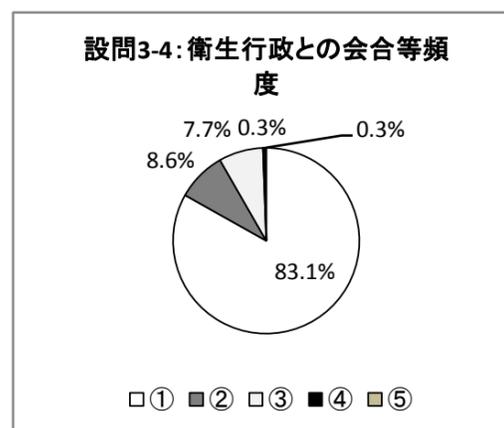
① 貯水槽水道全体の情報		
(a)	施設数	187
(b)	施設ごとの需要者名	94
(c)	施設ごとの建物名	95
(d)	施設ごとの所在地	108
(e)	施設ごと簡易専用水道該当の別	85
(f)	施設ごと都道府県条例等規定貯水槽水道該当の別	30
(g)	その他	27
② 簡易専用水道分を抜粋した情報		
(a)	施設数	138
(b)	施設ごとの需要者名	72
(c)	施設ごとの建物名	77
(d)	施設ごとの所在地	78
(e)	その他	29
③ 都道府県条例等規定貯水槽水道分を抜粋した情報		
(a)	施設数	66
(b)	施設ごとの需要者名	25
(c)	施設ごとの建物名	26
(d)	施設ごとの所在地	27
(e)	その他	9
④ その他		12

(複数回答あり)



3-4 貯水槽水道の衛生確保のための情報共有・取組促進に関する都道府県等衛生行政担当部局との  
会合等がありますか。また、その頻度はどの程度でしょうか。

①	会合等はない	291	83.1%
②	過去に実施したが、近年は実施していない	30	8.6%
③	定期的実施している: 1年以内に1回程度	27	7.7%
④	定期的実施している: 2～5年に1回程度	1	0.3%
⑤	定期的実施している: 6年以上に1回程度	1	0.3%



[設問4] 簡易専用水道検査機関からの情報提供依頼等の対応について

4-1 水道法34条の2第2項の登録を受けた簡易専用水道検査機関から、貯水槽水道又は簡易専用水道の設置状況に関する情報提供依頼を受けたことがありますか。また、そのとき、どのような対応をとりましたか。

①	依頼を受けたことがない	307	83.4%
②	依頼を受けたことがあったが、断った（以下にその理由をご記入ください）	4	1.1%
③	提供した（以下にその情報内容をご記入ください）	30	8.2%
④	その他	27	7.3%

